

東根市学校給食センター維持管理・運営等における 包括的民間委託事業

実施方針等に関する質問回答・意見書



令和8年8月28日

東 根 市

- 1 本質問回答・意見書は、令和8年8月6日(木)から8月10日(月)までに受け付けた東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業の実施方針等に関する質問・意見を項目順に整理するとともに、質問についてはその回答(質問回答)を付したものです。
- 2 項目・質問・意見の内容は、質問・意見者の記載のとおりとしていますが、記載位置については、市で整理している場合がありますので注意してください。
- 3 なお、これらの質問回答は、現時点での市の考え方を示すものであり、今後変更する場合がありますので注意してください。最終的には、入札説明書等に基づいてください。

実施方針等に関する質問回答書

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
1	支 払 に 関 する事項	3	I	1	(9)	1)			「施設等の更新等業務に係る対価」の支払い方法についてですが、「項目毎」の完了後となっていますが、「項目」とは、要求水準書案 p.8 以降及び、添付資料 13 の記載の各項目という理解でよろしいでしょうか。 また、当該項目の工事期間が複数年度にわたる場合には、部分引渡しを前提として、年度ごとに完了した工事の請求を行うことは可能でしょうか。	ご質問の前段について、ご理解のとおりです。 ご質問の後段について、ご理解のとおりです。
2	支 払 に 関 する事項	3	I	1	(9)	1)			「施設等の更新等業務に係る対価」の支払い方法について、「なお、当該施設等の更新等業務の実施は、可能な範囲において、市の選定事業者に対する支払いの平準化に努めるものとする」とありますが、添付資料 13 の大規模修繕工事年次計画表は、貴市が想定する支払い平準化の考え方を反映したものとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業者提案として、施設運営への影響、施工条件、修繕内容等を踏まえ、支払いの平準化に配慮した別の実施時期・実施計画（複数年度での実施を含む）を提案することは可能でしょうか。	ご質問の前段について、ご理解のとおりです。 ご質問の後段について、ご理解のとおりです。
3	支 払 に 関 する事項	4	I	1	(9)	1)			「なお、当該施設等の更新等業務の実施は、可能な範囲において、市の選定事業者に対する支払の平準化に努めるものとする。」と記載がありますが、「可能な範囲において」の基準をご教示ください。	原則として、更新等業務の実施年度は、要求水準書の規定とおりとします。
4	落 札 者 決 定に係る 手 順 及 び ス ケ ジ ュ ー ル （ 予 定）	8	II	2					「入札説明書等に関する質問の受付（1 回目）」と「入札説明書等に関する質問の受付（2 回目）」で質問可能な対象に違いはございますでしょうか（例：1 回目は入札参加表明に関する質問のみ、2 回目は入札参加表明に関するものを除く質問のみを受け付ける等）。また、1 回目と 2 回目の質問可能な対象に区別がない場合に、貴市と事業者の認識の相違を防ぐため、2 回目の質問に	ご質問の前段について、1 回目と 2 回目では質問可能な対象に違いはありません。 ご質問の後段について、2 回目の質問において、1 回目の質問回答に対して、再質問をすることは可能です。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									において、1 回目の質問回答に対して、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	
5	入 札 参 加 者 の 参 加 要件	9	I	3					「設計に当たる者」「建設に当たる者」「運営等に当たる者」以外の業務を行う企業を構成員とする場合、当該企業が満たすべき要件は「(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限」のみが適応され、「維持管理に当たる者」同様、それ以外の要件は特段設けられていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	提 案 書 の 受付	9	II	2	(4)				「提案書の審査に当たって、入札参加者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。」と記載がありますが、プレゼンテーション及びヒアリングを実施しないことを前提とされている理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングを実施する予定です。
7	入 札 参 加 者 の 参 加 要件	10	I	3	(2)	1)			「設計に当たる者」の参画を必須要件とされていますが、第3期事業においては新築・増築工事等はなく、既存同等の更新工事のみとなっていることから、設計企業（または工事監理企業）が実施すべき業務内容はないとの認識です（建設企業のみで対応が可能）。つきましては、「設計に当たる者」の参画は必須要件ではなく、任意要件としていただけますでしょうか。	たとえ、施設等の更新等業務が、既存とまったく同じ内容であったとしても、① 児童・生徒の安全に関わる重要事項であること、② 建設当初より20年間以上が経過しており関連法令や用いる資機材や技術などが変化していることなどから、業務量の多寡はあるとしても、「設計に当たる者、工事監理に当たる者」の参画を必須要件とします。ただし、施設等の更新等に係る調理設備設置業務とともに、明らかに「設計に当たる者、工事監理に当たる者」の参画が必要でないと市が承諾する施設等の更新等業務の項目については、この限りではありません。
8	落 札 者 を 決 定 し な い 場合	12	II	5	(1)				「本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。」とありますが、万が一、そのような事態となった場合は、現事業が終了するまでの間に再公募を行うという理解でよろしいでしょうか。また、応募が無かった場合も同様でしょう	市としては、ご質問のような事態の発生を想定しておりませんので、回答を差し控えさせていただきます。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									か。	
9	特 別 目 的 会 社 の 設 立	12	Ⅱ	6	(2)				東根市学校給食センターの住所 にて SPC を設立することは可能 でしょうか。	不可とします。
10	責 任 分 担 の 考 え 方	14	Ⅲ	1	(1)				「市が責任を負うべき合理的な 理由がある事項については、市 が責任を負うものとする。」とあ りますが、公表資料から事業者 が読み取ることが出来ないリス クの発生については、市が責任 を負うという考え方で間違いな いでしょうか。	入札説明書等（主に「事業契約書 （案）」）によるものとします。
11	施 設 等 の 更 新 等 業 務（項目毎 の建設時）	14	Ⅲ	3	(2)	2)			工事監理者の設置を必須要件と されていますが、第 3 期事項に おいて工事監理者が監理すべき 業務はないとの認識です（建設 企業のみで対応が可能）。つま ましては、本項については要求水 準から削除していただけないで しょうか。	番号 7 への回答と同様としま す。
12	施 設 の 概 要	16	Ⅳ	2	(2)				事業期間中の配送校の変更又は 統廃合等の予定はございます か。	現時点では未定です。
13	リ ス ク 分 担 表	23							リスク分担表(案)では「児童生 徒数の変動による需要の変動」 は市が主負担、事業者が副負担 とされていますが、事業者が負 担する範囲について具体的な考 え方をご教示ください。	事業者が負担する範囲としまし ては、「変動料金」が相当すると 考えていますが、詳細について は、入札説明書等によるものと します。
14	リ ス ク 分 担 表	23							リスク分担表(案)では「食べ残 しに等による需要の変動」は市 が主負担、事業者が副負担とさ れています。事業者が負担す る範囲について具体的な考え方 をご教示ください。	事業者が負担する範囲としまし ては、「残滓処理業務」が相当す ると考えていますが、詳細につ いては、入札説明書等によるも のとなります。
15	施 設 等 の 更 新 等 に 係 る 調 査 ・ 設 計 業 務 に 関 す る 共 通 事 項	6	Ⅱ	1	(2)				設計業務の責任者の配置や、設 計業務着手前の詳細工程表の提 出など、設計企業（工事監理企 業）として実施すべき共通事項 の記載がございますが、第 3 期 事業においては新築・増築工事 等はなく、既存同等の更新工事 のみとなっていることから、設 計企業（または工事監理企業）が 実際に担うべき業務はないとの 認識です（建設企業のみで対応 が可能）。つまましては、本項に ついては要求水準から削除して いただけないでしょうか。	番号 7 への回答を参照してくだ さい。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
16	施設等の更新等に係る調査・設計業務に関する共通事項	7	Ⅱ	1	(4)				工事監理者の設置を必須要件とされていますが、第3期事項においては新築・増築工事等はなく、既存同等の更新工事のみとなっていることから、工事監理者が監理すべき業務はないとの認識です（建設企業のみで対応が可能）。つきましては、本項については要求水準から削除していただけないでしょうか。	番号7への回答を参照してください。
17	蒸気配管更新業務	8	Ⅱ	2	(2)	1)			施工対象が施設内工事であり、施工は長期休暇期間中に限定されるものと考えております。そのため、工事内容によっては単年度での施工が困難となる可能性があります。添付資料13では施工時期がR11年度と示されていますが、実際の施工については、R11年度からR13年度までの複数年度にわたる施工を想定してよろしいでしょうか。 また、その場合、第2期事業と同様に部分引渡しを行い、工事ごとの請求をお認めいただけますでしょうか。	ご質問の前段について、ご意見としてお受けし、入札説明書等に反映させる予定です。なお、事業契約締結後の変更については、入札説明書等によるものとします。 ご質問の後段について、ご理解のとおりです。
18	本体外壁塗装の改修業務	9	Ⅱ	2	(3)	1)			当該工事は施設外での施工ではあるものの、施設を運営しながらの施工となるため、単年度で施工を実施した場合、施設運営に支障をきたす可能性があります。 このため、当該工事については、R13年度からR14年度までの2か年にわたる施工とすることは可能でしょうか。	ご意見としてお受けし、入札説明書等に反映させる予定です。なお、事業契約締結後の変更については、入札説明書等によるものとします。
19	蒸気配管更新(防火戸設置)業務	9	Ⅱ	2	(2)	1)			大規模修繕年次計画表では、R11年に施工予定になっておりますが、R10年に前倒して実施することは可能でしょうか。当該箇所については劣化が進行していることから、早期の対応が望ましいと考えております。	番号18への回答を参照してください。
20	本体シーリング改修業務	10	Ⅱ	2	(3)	1)			当該工事は施設外での施工ではあるものの、施設を運営しながらの施工となるため、単年度で施工を実施した場合、施設運営に支障をきたす可能性があります。 このため、当該工事については、R13年度からR14年度までの2か	番号18への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									年にわたる施工とすることは可能でしょうか。	
21	本体底鉄骨塗装改修工事	10	Ⅱ	2	(3)	1)			当該工事は施設外での施工ではあるものの、施設を運営しながらの施工となるため、単年度で施工を実施した場合、施設運営に支障をきたす可能性があります。 このため、当該工事については、R13年度からR14年度までの2か年にわたる施工とすることは可能でしょうか。	番号18への回答を参照してください。
22	カラー舗装更新業務	12	Ⅱ	2	(6)	1)			カラー舗装数量で全量となっておりますが、どの部分までか教えてください。	敷地内のカラー舗装の全数(来客・職員駐車場、歩行者通路)とします。
23	自動火災報知設備複合受信機更新	13	Ⅱ	2	(8)	1)			大規模修繕年次計画表では、R11年に施工予定になっておりますが、R10年に変更は可能でしょうか。当該箇所については劣化が進行していることから、早期の対応が望ましいと考えております。	番号18への回答を参照してください。
24	屋上防水改修業務	14	Ⅱ	2	(11)	1)			大規模修繕年次計画表(添付資料13)には施工年度が示されていますが、当該年度はあくまで予定との理解でよろしいでしょうか。 また、事業者の提案により、工事内容や施設運営への影響等を踏まえて施工年度を変更すること(複数年度に分けて施工することを含む)は可能でしょうか。	ご質問の前段について、原則として、(入札説明書等公表時の)添付資料13のとおりの実施年度とします。 ご質問の後段について、事業契約締結後の変更については、一定の条件において可能とする予定です。
25	空調設備更新業務	14	Ⅱ	2	(9)	1)			大規模修繕年次計画表(添付資料13)には施工年度が示されていますが、当該年度はあくまで予定との理解でよろしいでしょうか。 また、事業者の提案により、工事内容や施設運営への影響等を踏まえて施工年度を変更すること(複数年度に分けて施工することを含む)は可能でしょうか。	番号24への回答を参照してください。
26	自動ドア更新業務	16	Ⅱ	2	(13)	1)			大規模修繕年次計画表(添付資料13)には施工年度が示されていますが、当該年度はあくまで予定との理解でよろしいでしょうか。 また、事業者の提案により、工事内容や施設運営への影響等を踏まえて施工年度を変更すること	番号24への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									(複数年度に分けて施工することを含む)は可能でしょうか。	
27	自動食器供給装置の更新	23	II	3	(3) - 2	3)	-	-	文章の途中で、「・・・ガ自動食器供給装置」とありますが、「ガ」は誤字の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該「ガ」を削除します。
28	総則	39	IV	1	(1)	5)			提出する研修資料とは運営に関する研修についての研修資料でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。従業員の教育・訓練の研修において使用した研修資料を想定しています。
29	施設等の維持管理業務に関する要求事項	29	III	1	(1)	2)	イ		「製造企業等の専門家が対応する必要があるもののうち、比較的軽微（当該専門家が現場にて5日程度以内の作業が必要なもの、当該業務に係る費用が50万円（税込）以内のもの）は、本事業の業務範囲内とする。」とありますが、同一設備の経年劣化等に起因して同種の修繕が繰り返し発生する場合、事業者にとって過度なリスク負担が生じることが懸念されます。 このため、同一年・同一項目に係る当該修繕については、「2回／年度まで」等の上限を設定いただけないでしょうか。	ご意見としてお受けし検討させていただきます。詳細については、入札説明書等によるものとします。
30	施設等の維持管理業務に関する要求事項	29	III	1	(1)	2)	エ		エ「製造企業等の専門家が対応する必要があるもののうち、比較的軽微（当該専門家が現場にて5日程度を超える作業が必要なもの、当該業務に係る費用が50万円（税込）を超えるもの」、「建築設備及び調理設備等の全体的な修繕（オーバーホール等）又は過半の（あるいは「主要」な）部品更新」であっても、当面の給食提供を継続するための応急の対応策は、本事業の業務範囲内とする。」とありますが、具体的にどういった事象が対象になるのでしょうか。 また、カ「なお、法令変更又は不可抗力等、市及び選定事業者の責に帰することができない理由による「修繕業務、修繕・補充業務」又は「大規模な修繕、大規模な更新等」は、上記アからオまでに含まれない事態が生じた場合として取り扱う。」とありますが、地震・台風等の自然災害の影響	ご質問の前段について、「製造企業等の専門家が対応する必要があるもののうち、比較的軽微（当該専門家が現場にて5日程度を超える作業が必要なもの、当該業務に係る費用が50万円（税込）を超えるもの」、「建築設備及び調理設備等の全体的な修繕（オーバーホール等）又は過半の（あるいは「主要」な）部品更新」が必要な場合であったとしても、当該対応等が完成するまでの間の応急の対応策が可能な場合を想定しています。 ご質問の後段について、入札説明書等（主に「事業契約書（案）」）によるものとします。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									響によるものや、比較的重大な事象であっても本事業公表資料からは予見できないもの、事業者の責によらないものについては工には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	
31	修繕・更新業務	34	Ⅲ	6	(4)	-	-	-	「なお、食器食缶等の修繕・更新（補充）は、・・・全量を選定事業者の負担とする」と記載されておりますが、配送先で故意による破損が生じた場合は、市の負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者以外の第三者による、故意または重大な過失による食器食缶等の修繕・更新（補充）は、選定事業者の負担の範囲外とします。詳細については、入札説明書等（主に「事業契約書（案）」）によるものとします。
32	清掃	37	Ⅱ	8	(2)	6)			現在、新型コロナはインフルエンザと同じ扱いとなっておりますが、今後もこのような対応が必要でしょうか。	現時点では不要といたします。ただし、新たな感染症が発生した場合、以前の新型コロナ同様の対応が求められる可能性があるため、その内容を盛り込んだ内容に修正いたします。
33	総則	39	Ⅳ	1	(1)	6)			許可申請は今までと同じでよろしいでしょうか。業務担当が通常の巡回の際に調理室へ入る場合も申請が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、安全上、部外者立入不可のため、原則、見学路からの視察とします。
34	調理業務	44	Ⅳ	2	(4)	1)	イ		8：10～8：40 とはセンターへ納品分の時間でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	調理業務	43	Ⅳ	2	(4)	1)	イ		柔軟に対応することとはどこまでの範囲をさすのでしょうか。給食提供に影響が出る時間帯に納品される可能性もあるのでしょうか。	道路状況などによる納入遅延や、納入業者変更に伴う納入時間の変更などを想定しているため、給食調理時間内での納品もありえます。
36	調理業務	45	Ⅳ	2	(4)	2)	ア		検収簿に基づきとありますが、検収簿は市で作成した検収簿を使用する形でよろしいでしょうか。	選定事業者での作成となります。ただし、詳細内容については事業契約締結後、市と協議の上、決定してください。
37	アレルギー対応	43	Ⅳ	2	(1)	6)	イ		現行業務では、アレルギー対応食の提供を前提とした献立運用ではないと認識しております。一方、本要求水準書では、除去食または代替食によるアレルギー対応食の提供が求められておりますが、今後アレルギー対応食の提供を実施する場合、貴市としてアレルギー対応マニュアル（対応基準、献立作成基準、調理・配食手順、確認体制等の対応方法）を整備し、事業開始までに提示いただけるとの理解でよろ	アレルギー対応食の提供は、マニュアル整備が出来次第、提供を予定しておりますので、第3期事業開始時期とは異なる可能性がございます。 また、人員配置については、第1期で実施していたアレルギー対応食体制をもとに要求水準書に網羅しておりますので、業務量や人員、費用の増の予定はございません。 ただし、国などのマニュアル改定による対応が必要となった場

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									しいでしょうか。 また、当該マニュアルの内容により、作業工程の追加や人員配置の増強等が必要となる場合は、増加する業務負担や費用について、貴市と協議のうえ契約金額の変更等の見直しが可能との認識でよろしいでしょうか。	合は選定事業者と協議の上、決定いたします。
38	調理	44	IV	2	(3)				クラスの児童・生徒の状態に応じた配缶にすることとは具体的にどのようなことでしょうか。	文部科学省の「学校給食実施基準」に基づき、学校や学年など、児童生徒の個々の実情に応じて弾力的な給食提供に対応することを前提に記載した事項です。 なお、詳細内容等については現時点で未定のため第3期開始後も継続してクラスの食の実態に応じて配缶量の調整を想定して検討してまいります。
39	選定事業者の業務範囲	45	IV	2	(4)	1)	ア		事業者が検収時に品質不良等を発見した場合の連絡体制及び代替食材調達までの対応フローについては、入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	選定事業者の業務範囲	45	IV	2	(4)	2)	ア		「市の指示に基づき」とありますが、食材検収に関する具体的な確認基準及び報告方法については、市より別途示されるとの理解でよろしいでしょうか。	番号36への回答を参照してください。
41	市独自のソフト事業への協力支援	45	IV	2	(2)	2)	オ		バイキング給食における補助時間について、10:30~13:30と記載がありますが、複数校で同日に開催される場合、従業員の配置が難しくなることが懸念されます。同日に複数校で実施されることは想定されていますでしょうか。	同日複数校開催は予定しておりません。
42	洗浄・残滓処理業務	48	IV	5	(2)	1)	イ		作業台、シンク等の洗浄方法について、「1日1回、洗浄剤を布巾に浸し、表面をこすり洗いし、汚れと洗浄剤を完全に拭き取った後、殺菌を行う」とありますが、文科省「洗浄・消毒マニュアル」では、洗剤を含ませたスポンジでまんべんなくこすり洗いを行った後、流水ですすぐ方法が示されています。衛生管理の観点から、文科省のマニュアルに準じた洗浄方法を採用したいと考えておりますが、ご了承いた	ご質問について、以下のとおり に修正いたします。 1) 洗浄業務 ア 学校からの食器、コンテナ、残滓等はクラス毎の返却とする。 イ 調理設備（作業台、シンク、排水設備等を含む）、調理備品、回収した食器・食缶、コンテナ等の洗浄及び消毒は、文部科学省の「調理場における洗浄・消毒マニュアル」に準じて行うこと。なお、食缶

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									だけですでしょうか。	のパッキンは外して洗浄すること。 ウ 使用した調理設備等は、当日中に洗浄・消毒等を行うこと。分解できる調理設備は分解して洗浄すること。
43	洗浄・残滓処理業務	48	IV	5	(2)	2)	ウ		クラスごとに計量を行うとなると作業時間が後ろ倒しになる可能性があり、回収作業にも影響が出ると思われます。貴市としてはどのようにお考えでしょうか。	要求水準書(案)で食器・食缶等の返却はクラス毎としているため、計量もクラス毎としておりますが事業契約締結後、市と協議の上、現状同様の学校単位の計量でも可とします。 なお、番号38回答及び文部科学省の「学校給食栄養報告」において、学年又はクラス毎の残滓データが必要な場合にあつては、市の指示にしがたい計量するものとします。ただし、当該計量は、特別な場合であつて、通常、実施する必要はありません。
44	洗浄・残滓処理業務	48	IV	5	(1)	2)	ア		原則として食材納入業者等が引き取るものとする明記されておりますが、現在回収していない業者があります。今後は納入業者が引き取って頂けるのでしょうか。	原案のとおりとします。
45	大規模修繕年次計画表	添							各更新業務の横に A, B, C の記載および、色分けがされていますが、確認のためこれらの凡例をお示しいただけますでしょうか。	A、B、Cについては以下のとおりです。 A：次期事業のR10年に実施が必要な修繕工事 B：次期事業の早い時期(R11～R12)に実施する必要がある修繕工事 C：次期事業の期間中に実施する必要がある工事 なお、色分けについては、建築工事・電気設備工事・機械設備工事・厨房機器工事の分けとなります。
46	添付資料13	添							春休みに工事を実施する場合、3月～4月にかけての実施のため年度をまたぎます。例えば、R11年3月～4月に工事を実施した場合、R10年度とR11年度のどちらに計上することになるのでしょうか。	R10年度に工事を完了する計画としてください。
47	大規模修繕工事年次計画表	添		-	-	-	-	-	厨房設備更新業務(7)厨房機器更新その7に「蒸気式天吊りコンテナ消毒装置更新」が含まれておりませんが、含める認識で	ご理解のとおりです。含めることとします。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									よろしいでしょうか。	

実施方針等に関する意見書

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	意見
1	落札者決定に係る手順及びスケジュール	8	Ⅱ	2					入札公告の公表から提案書提出期限までの期間が約 2 か月半と短期間であることから、応募者にとって提案書作成の負担が非常に大きいものと考えます。 応募者がより質の高い提案を行えるよう、提案書の記載事項及び枚数について、可能な限り簡素化していただくようご検討願います。
2	リスク分担保表(案)	22							物価変動のリスクについてです。施設等維持管理費相当分について、第 2 期事業の選定当時に比べ、近年は原材料費、エネルギーコスト、および労務単価の上昇が定着・加速しております。免責幅が「±3.0%」のままでは、3.0%未満の物価上昇によるコスト増をすべて民間事業者が吸収することとなり、長期間にわたる安定的な施設運営およびサービス品質の維持に重大な影響を及ぼす懸念がございます。つきましては、近年の PPP/PFI 事業におけるリスク分担の標準的な動向や経済情勢を踏まえ、改定基準を第 2 期の「±3.0%」から「±1.5%」へ見直すことをご検討いただけますでしょうか。
3	リスク分担保表(案)	23							交通事情の悪化による運搬費の増大において、事業者でコントロールできないため、市のリスクとしていただきたく、ご検討の程、宜しくお願い致します。
4	検収責任者	40	Ⅳ		(2)	1)	イ		「～調理業務において3年以上の実務経験を有し、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する者～」とありますが、資格だけでは調理責任者の資質は図れないと考えております。調理師の資格で調理責任者を配置しているセンターもありますので、「管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者」に変更をご検討願います。
5	検収責任者	40	Ⅳ		(2)	1)	ウ		「～調理業務において2年以上の実務経験を有し、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する者～」とありますが、資格だけでは調理副責任者の資質は図れないと考えております。調理師の資格で調理副責任者を配置しているセンターもありますので、「管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者」に変更を検討願います。
6	配置すべき責任者	40	Ⅳ		(2)	1)	カ		「検収責任者」は、「調理責任者」や「調理副責任者」、「アレルギー対応食調理責任者」とどちらの要件も満たせば兼務可能としていただけないでしょうか。
7	配置すべき責任者	40	Ⅳ		(2)	1)	カ		「検収責任者」の要件である、「学校給食施設、公的施設における集団調理施設（同一メニューを1回 300 食以上又は1日 750 食以上を提供する調理施設）、民間施設で 3,000 食/日以上調理施設のいずれかにおける調理業務において3年以上の実務経験を有し、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する者」については、「調理責任者」の要件と同等の内容とお見受けします。 多様な人材の採用や登用につなげるため、実務経験を「1年以上」、必要な資格を「管理栄養士又は栄養士、調理師のいずれかの資格を有する者」の記載に変更いただけないでしょうか。
8	市独自のソフト事	45	Ⅳ	2	(4)	2)	オ	①	バイキング給食実施時における学校訪問者について、現行では「2 名配置、うち 1 名は班長」となっている役職要件を見直し、班長に限

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	意見
	業への協力支援								定せず調理員を含めた柔軟な人員配置を可能とするため、要求水準書の文言を「当該業務に十分な経験と理解を有し、責任をもって対応可能な者2名を配置する」に変更を検討願います。